

**国際取引法学会全国大会**  
**コンプライアンス法制部会 報告内容(予定)**

9月20日(日) 13:30~15:00

**題目:**

「合衆国対外関係法リステイトメントの改訂と競争法民事請求—大陸法における準拠法選択との関係を背景として」

**報告者:**愛媛大学法文学部准教授 不破 茂

**コメント:** 日本大学客員教授 杉浦 保友

**要旨:** 合衆国連邦制定法の国際的適用範囲について、1987年の対外関係法第3リステイトメント403条が合理の原則と呼ばれる利益衡量の方法によっていることはよく知られている。この改訂版である対外関係法第4リステイトメントが2018年に公刊された。第4リステイトメントは合理の原則を廃棄し、404条及び405条において、かつて等閑に付されていた「域外適用に反対の推定」が現在の最も重要な法原則であることが確認された。二段階枠組みと称される新たな方法論による。この報告では、まず、改訂された対外関係法リステイトメントの、規律管轄に関する変更点を中心に紹介したい。次に、わが国で競争法違反に基づく民事請求がなされた場合の準拠法選択を前提として、競争法と準拠法の適用関係について、簡単に整理することにする。

**参考文献:**

報告者論考「競争法違反の民事賠償請求における準拠法と絶対的強行法規—ブラウン管テレビ最高裁判決を契機として」国際商取引学会年報21号119頁(2019年)

報告者論考「反競争制限法分野における法適用の方法論的考察—公法的法規範の適用関係における方法的深化をめざして」国際私法年報21号177頁(2020年)

William S.Dodge, Jurisdiction in the Fourth Restatement of Foreign Relations Law, 18 Y.P.I.L. p.143(2016/2017).